

1. 事業計画

(1) 基本方針

日本の農業を取巻く環境は担い手不足、高齢化、農産物の貿易自由化への対応等の厳しい課題に直面しています。また、近年は、大規模な地震災害、局地的な集中豪雨をはじめ大型台風、豪雪など過去に経験のない自然災害が頻発し営農や暮らしを脅かしています。昨年も8月の前線による大雨、台風15号や19号による豪雨等で九州北部、関東から東北の太平洋側を中心に甚大な被害となりました。

農業共済制度はこれまで国の農業災害に対する基幹的セーフティネットとして、農業経営と地域経済の安定に大きな役割を果たしてきました。特に近年は甚大な自然災害が頻発しておりその役割はますます重要となっています。

昨年1月に新たなセーフティネットとしてスタートした収入保険制度は、保険料の見直し等の改善が行われ、本年1月からは安い保険料で加入できるタイプが新設されました。

両制度の積極的推進により無保険者を無くし、「備えあれば憂いなし」の農業生産体制の構築を支援するために取り組みます。

運営コストの低減やガバナンスの強化等への対応策として国から指導されている1県1組合（特定組合）化については、既に41都府県が特定組合となっています。残る6道県についても特定化に向けた検討・準備を進めており、本道においても令和4年4月の特定化を目標に北海道農業共済組合特定化推進委員会で検討協議を進めています。

組合運営については国からの事務費補助金の大幅な減額や金利低迷による利息収入の減少が続く厳しい状況ですが、業務の合理化と財務の適正管理を図り、健全な運営に努めます。

以上の状況を踏まえ、次の事項を柱に令和2年度事業計画を策定いたしましたので組合員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

- ① N O S A I 制度及び収入保険制度への加入推進
- ② 補償の充実と損害評価の適正実施
- ③ 実践的コンプライアンス態勢の推進
- ④ 組合員及び関係機関との接点強化
- ⑤ 施設等固定資産の計画的な整備及び更新
- ⑥ 職員教育の推進

(2) 各部実施事項並びに事業予定計画

① 農作物、畑作物、園芸施設共済及び収入保険関係

ア. 農作物共済

平成31年より農業共済制度の見直しが行われ、水稻及び麦共済の加入条件が任意加入に変わりました。

収入保険制度との選択加入となりますが、突発的な病虫害や大雨、強風等予期せぬ気象上の災害が発生する近年、水稻・麦を減収から救うため、関係団体と情報を共有し、未加入者の抑止に努めます。

また、水稻の調査方式の追加により、更なる品質方式への加入と麦災害収入共済方式の最高補償割合選択を推進し、補償の充実に努めます。

イ. 畑作物共済

自然災害が常態化している中、農業共済制度の役割は益々重要であり、補償の充実に農業経営安定のため、収入保険と併せ畑作物共済事業の引受維持と拡大に向け加入推進に努めます。

また、平成31年より小豆及びいんげんの引受方式に全相殺方式が追加されましたが、8割引受が基本の全相殺方式への移行を推進し補償の充実に努めます。

ウ. 園芸施設共済

自然災害が常態化している中、補償の充実に努めるため、園芸施設共済制度の見直しが行われました。また、周年での加入に制度が改正され予期せぬ災害への対応も可能となり更なる補償の拡充が行なわれました。

更に昨年より集団加入による掛金等の割引措置及び小損害不填補の拡大により掛金等の負担軽減も図られています。

改められた制度について内容を十分に説明し補償の充実に努め、引受棟数の拡大に努めます。

エ. 危険段階共済掛金率の設定

農作物共済・畑作物共済・園芸施設共済に関し、組合員間の事故率格差の公平を期すため全ての目的で危険段階共済掛金率を設定し、給付と農家負担の均衡を図り円滑な加入に努めます。

オ. 損害評価の適正実施方策

作柄概況の的確な把握に努めるとともに、事故が発生した場合には速やかな事故発生通知と適正な被害申告の周知徹底に努め、関係機関及び出荷先団体の協力を得ながら適

正評価を実施します。

また、見回り調査等により適正な出荷数量の把握に努め、不適正管理圃場については分割評価を厳正に実施します。

カ. 基準単収・基準生産金額の適正設定方策

農作物・畑作物共済基礎単収設定要領及び農作物共済基準生産金額設定要領に基づき、下記の方法により生産実態に合った適正設定に努めます。

種 類		実 績 使 用 年 数 等
水 稻	品 質 方 式	産地別銘柄毎・出荷規格毎 最近5ヶ年中、中庸3ヶ年の単純平均値を基本
	全 相 殺 方 式	最近5ヶ年中、中庸3ヶ年の単純平均値を基本
	地域インデックス方式	統計単位地域における統計単収の5か年中中庸3ヶ年の単純平均値を基本
麦	災 害 収 入 共 済 方 式	産地別銘柄毎の等級別 最近5ヶ年中、中庸3ヶ年の単純平均値を基本
	地域インデックス方式	統計単位地域における統計単収の5か年中中庸3ヶ年の単純平均値を基本
畑作物	半 相 殺 方 式	実測評価単収及び出荷数量の実績 最近5ヶ年中、中庸3ヶ年の単純平均値を基本 (てん菜の糖度は最近7ヶ年中中庸5ヶ年の単純平均値を基本)
	全 相 殺 方 式	
	地域インデックス方式	統計単位地域における統計単収の5か年中中庸3ヶ年の単純平均値を基本

キ. 共済掛金等の徴収計画

共済掛金等について、下記期限までの完全徴収に努めます。

種	類	払 込 期 限
農作物共済	水 稲	7月25日
	春 麦	7月25日
	秋 麦	1月31日
畑作物共済	全作物	7月20日
園芸施設共済		加入申込書により徴収

ク. 損害防止事業の実施方策

農作物及び畑作物共済並びに収入保険制度の損害防止及び加入の定着化と拡大を図るため、組合と連合会の貸付規則に基づき、高性能防除機械・融雪剤散布機械等を予算の範囲内で貸付します。

ケ. 農業経営収入保険事業

平成31年1月から始まった収入保険制度は、農業経営のセーフティネットとして品目の枠にとらわれず、自然災害による減収は基に市場価格低下など収入減少を補てんし、農業者の収入全体を見て総合的に対応する保険制度として新たに始まりました。

新たな制度として、関係機関の協力を得て個人・法人経営体の全ての農業者に対し加入に向け周知し農業共済制度と併せ普及・推進に努めます。

② 家畜共済関係

ア. 事業推進方策

組合員の経営安定と不慮の災害に対する補償の充実を目的に、事業推進に努めます。

- 1) 引受計画の完全達成を目指します。また、未加入者に対しては、制度の普及啓蒙を図りながら加入推進に努めます。
- 2) コンプライアンスの徹底により、「家畜共済事務取扱要領」等を遵守し、適切な事務処理を行い、制度の健全な運営と補償の公正に努めます。
- 3) 畜種毎の個体評価については、全道一律で示される個体評価基準に基づき適正評価に努めます。
- 4) 全家畜区分に於いて危険段階共済掛金率の設定組替を行い、事故率格差に伴う給付と農家負担の均衡を図り事故低減への理解浸透に努めます。

イ. 損害防止事業

1) 一般損害防止事業

当組合の損害防止事業要領に基づき、地域的な畜産状況を把握した上でより一層の損害防止に努め、乳用牛・肉用牛について伝染病予防対策、乳質改善対策、繁殖障害対策を対象に実施します。

令和2年度も突発的に発生した伝染病に対して、清浄化対策に係る経費等の一部助成を行い蔓延防止に努めます。

2) 特定損害防止事業

乳用牛、肉用牛について繁殖障害、乳牛の周産期疾病、乳房炎について実施します。

令和2年度 特定損害防止実施予定頭数及び金額（案）

	対象疾病	実施予定頭数（頭）	金額（円）
乳用牛	繁殖障害	24,000	65,760,000
	周産期疾病	141	496,320
	乳房炎	1,038	4,816,320
	乳房炎（マイコ）	500	2,320,000
肉用牛	繁殖障害	700	1,918,000
計		26,379	75,310,640

ウ. 家畜診療所運営方策

家畜診療所については、組合員とのコミュニケーションを重視し、最善の獣医療提供に努め、畜産経営の安定と生産性の向上を図るためにより一層の努力をします。

- 1) 獣医療の提供はもとより、事故低減のための損害防止活動等に積極的に取り組みます。また、関係機関との連携・協力体制を強化し、伝染性疾患等に対し迅速・的確に対応します。
- 2) 管内の産業動物医療の中核機関としての機能を充実させるため、各種研修会・講習会に参加させ新技術の習得をするとともに、組合内での職員教育の充実を図り診療技術の高位平準化に努めます。
- 3) 定期的に支所長・診療所長等会議を開催し、意志の疎通、連携を深め診療所間の業務の平準化を目指すとともに、支所内については、引き続き広域診療・人工授精体制の充実に努めます。
- 4) 病傷給付基準を遵守し、医薬品の適正使用・適正給付に努めます。特に、食の安全・安心を揺るがしかねない抗菌性物質残留事故等を防止するために、動物用医薬品の受渡に関しては薬事法を遵守して慎重に対応します。
- 5) 家畜診療所としての社会的責任を果たすために、コンプライアンスの徹底や職業倫理の高揚に努めます。

③ 付帯事業関係

ア. 人工授精事業

人工授精事業については、組合員の経営安定と生産性向上を図るため、ET事業も含め家畜の育種改良・増殖に積極的に取り組み安定した子牛生産に努めます。

- 1) 組合員とのコミュニケーションを重視し、適期授精に努めるとともに受胎率向上を目指します
- 2) 各種研修会・講習会に参加させ、新技術・知見を習得し伝達講習を通じて人工授精技術の高位平準化に努めます。
- 3) 事業の健全経営を推進するために、地域の状況に応じた職員の適正配置に努めるとともに、獣医師職員の協力のもと効率的な授精体制を確立します。

イ. 生産獣医療（PM事業）

生産支援（PM）事業については、組合員が望んでいる目的と要求に効率的に対応するために、希望を取りまとめ繁殖管理、栄養管理、乳房炎防除、プロファイルテストを有料で進め、健康な牛から高い生産性を得るための努力をします。

④ 総務関係

ア. 組合員との接点強化方策

組合員との接点強化を図り、組合員の農業経営安定のために組織機能を十分発揮し、次の事項を実施して共済事業を円滑に進めます。

- 1) 各事業の制度見直しについての周知を行いません。
- 2) 地区別懇談会を2月に開催します。
- 3) 基幹組合員会議及び研修会を開催します。
- 4) 組合広報紙の定期発行（年間5回）と農業共済新聞の購読普及を行います。
- 5) ホームページの内容をより一層充実させます。また、引き続き情報公開（定款、その他公表事項）を行います。

イ. 総代会、理事会、監事会の開催計画

- 1) 通常総代会 5月に「業務報告書」及び「事業計画」等の承認について開催します。
- 2) 臨時総代会 必要に応じて開催します。（12月予定）
- 3) 理事会 8回の開催予定です。
- 4) 監事会 2回の開催予定です。
- 5) 監査の実施計画
定時監査 4回の実施予定です。
臨時監査 必要に応じて実施します。

ウ. 業務処理・情報管理方策

業務の効率化・平準化に向けた、適正な職員配置と協力体制を確立します。

また、情報の管理及びセキュリティに対する意識高揚を図るために、研修会・説明会等を開催、事務処理の適正化に努めます。

エ. 財務・資産の適正管理方策

業務の収入源である利息収入の減少と国事務費補助金の縮減傾向が続き、資金運用は厳しい状況ですが、組合運営の合理化及び支出と財務の適正管理を図り、健全な経営に努めます。

また、事務所、住宅、その他組合施設については、将来的な見通しと資産の有効利用を充分考慮し、優先順位をつけ修繕、取得、処分を計画的に実施し、適正管理に努めます。

オ. コンプライアンス態勢の推進方策

不祥事を未然に防止するためにコンプライアンス・プログラムに従って役職員のコンプライアンスに関する意識を徹底させ、階層別（一般職・中堅職・管理職・役員）研修会の実施、内部監査室を設置して内部監査体制の充実、さらに交通事故・労働災害防止のために就業環境の整備に努めます。

また、各事業における掛金等については原則口座振替とし、リスクの高い現金の授受は極力避けるよう、引き続き組合員の皆様の協力をお願いします。

カ. 職員教育の推進及び人材確保方策

組合の事業・組織運営の活性化に貢献できる人材育成の推進を図るため、研修会及び講習会に積極的に参加させます。

また、引き続き獣医系大学と連携し学生の実習を受け入れ、臨床実習を通して獣医師の確保に努めます。